

(面談資料)

令和3年1月21日
日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
臨界ホット試験技術部

プルトニウム研究1棟に係る核燃料物質の使用の許可に係る変更の届出等について

プルトニウム研究1棟は、平成26年度の機構改革により施設の廃止が決定されたことを受け、施設の廃止措置に向けた準備を進めてきたが、令和2年12月に、施設で保有していた全ての核燃料物質の他施設への搬出を完了した。

施設内の核燃料物質の保有は無く、今後、受け入れも行わないことから、核燃料物質の使用の許可に係る変更の届出を行い、施設の年間予定使用量について、全ての核燃料物質を0gとする変更を行う。この変更によりプルトニウム研究1棟が政令第41条非該当施設となることから、その後、当該施設に係る保安規定からの取り下げ(変更認可申請)を行う計画である。

なお、保安規定からの取り下げ後は、所内規程(少量核燃料物質使用施設等保安規則)により、施設管理を行う。

令和2年12月	核燃料物質の搬出の完了
令和3年1月	使用許可の変更届(年間予定使用量の変更)
令和3年2月	核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請 (プルトニウム研究1棟の取り下げ)
令和3年度	核燃料物質の使用変更許可申請予定 (施設の廃止に向けた措置)

以上